

新潟県高等学校文化連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、新潟県高等学校文化連盟と称し、事務局を会長所在の学校に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、学校教育の本旨にのっとり、県内高等学校の文化活動の健全な発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 高等学校文化活動に関する調査・研究・振興
- 2 芸術文化に関する研修会・講習会・鑑賞会等の開催
- 3 高等学校連合の諸文化行事の開催
- 4 全国高等学校総合文化祭への参加
- 5 その他、本連盟の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本連盟は、県内の次の学校(教職員・生徒・学生)をもって組織する。

高等学校 特別支援学校(高等部) 中等教育学校(後期課程)
高等専門学校(3年次まで) 専修学校及び各種学校(高等学校相当)

- 2 本連盟に加盟または本連盟から脱退しようとする学校は、評議員会の承認を得なければならない。

第5条 本連盟に次の地区を置く。

- 1 上越地区
- 2 中越地区
- 3 下越・佐渡地区
- 4 新潟地区

(総合事業部・専門部)

第6条 本連盟に総合事業部及び別表の専門部を置き、その規程は別に定める。

第2章 役員および事務局

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1人 副会長(地区会長を兼任) 4人 専門部長 各1人 専門部委員長 各1人
理事 若干人(専門部長・専門部委員長が兼ねる。他に、必要に応じて会長が推薦する者を加えることができる)
理事長 1人 参与 1人 監事 2人 顧問 若干人

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の選出)

第9条 役員の選出は次の方法による。

- 1 会長は、組織委員会の推薦により、評議員会で承認する。
- 2 副会長・顧問・理事長・参与・監事は、組織委員会の推薦により、評議員会での承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 専門部長・専門部委員長は、各専門部会の推薦により、評議員会での承認を経て、会長が委嘱する。
- 4 以上の他、各専門部の副部長・副委員長・事務局は、各専門部の推薦により、会長が委嘱する。

- 2 役員の兼任は妨げない。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、連盟を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。また、各地区会長として各地区の会務を統括する。
- 3 理事長は、会長の命を受けて会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- 5 参与は、理事長の諮問に応ずる。
- 6 監事は、連盟の会計を監査する。
- 7 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第11条 本連盟に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び所要の事務局員で構成し、連盟の事務を処理する。
- 3 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

第3章 機 関

(機関)

第12条 本連盟に次の機関を置く。

- 1 評議員会 2 理事会 3 専門部会 4 組織委員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、各加盟校の校長で構成し、組織委員会・専門部会から提出された役員に関する事項及び理事会から提出されたその他の事項を審議決定する。

- 2 評議員会における議案の審議決定は、書面又は会議により行う。
3 書面による場合は、議案について各加盟校の校長が書面（電磁的記録を含む）により賛否の意思表示を行う。
4 会議は会長が招集する。各加盟校の校長は、次の場合、委任状を提出する。
ア 校長が欠席の場合 イ 校長が本連盟の理事会構成員である場合
なお、各加盟校の本連盟実務担当者（1人）は、オブザーバーとして評議員会に出席することができる。

(理事会)

第14条 理事会は、理事長・理事・会長・副会長・顧問・参与及び会長の推薦する者で構成し、次の事項を審議し、評議員会に提出する。また、評議員会の議決に基づき会務を処理する。

規約の改廃専門部の設置改廃事業計画予算・決算
総合事業の企画・運営その他必要な事項

- 2 理事会は、会長が招集する。

(専門部会)

第15条 専門部会は、専門部長、専門部委員長、専門部委員若干人及び部会員で構成し、専門部の運営に当たる。

(組織委員会)

第16条 組織委員会は、会長・副会長・理事長で組織し、次年度の会長・副会長・理事長・参与・監事・顧問についての案を評議員会に提案する。

(会議)

第17条 各機関の議決は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとし、委任状はこれを認める。

- 2 議決は出席者の過半数の同意を要する。
3 書面による場合は、回答書の提出をもって出席とみなす。

第4章 会 計

(経費)

第18条 本連盟の経費は、学校分担金・補助金・寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理)

第20条 本連盟の会計は、別に定める会計規程による。

第5章 附 則

第21条本連盟規約は、昭和61年11月12日から施行する。

本連盟規約は、平成15年6月4日から改定する。

本連盟規約は、平成16年6月3日から改定する。

本連盟規約は、平成17年4月1日から改定する。

本連盟規約は、平成18年4月1日から改定する。

本連盟規約は、平成22年6月1日から改定する。

本連盟規約は、平成23年6月1日から改定する。

本連盟規約は、平成24年6月4日から改定する。

本連盟規約は、平成26年4月1日から改定する。

本連盟規約は、平成28年4月1日から改定する。

本連盟規約は、令和元年6月13日から改定する。

本連盟規約は、令和5年6月13日から改定する。

別表

演劇	合唱	吹奏楽	器楽・管弦楽	日本音楽	郷土芸	能美術・工芸	書道	写真	放送	囲碁	将棋
弁論	小倉百人一首かるた	新聞	文芸	自然科学	茶道	華道	ボランティア	英語	国際交流	軽音楽	

新潟県高等学校文化連盟専門部規程

新潟県高等学校文化連盟規約第6条により、専門部規程を次のとおり定める。

(名称・事務局)

第1条 専門部は、新潟県高等学校文化連盟〇〇専門部と称する。

(目的)

第2条 専門部は、新潟県高等学校文化連盟規約に基づき、高等学校における文化活動の健全なる発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 専門部は、前条の目的を達成するために、その年度初めに理事会及び評議員会の承認を得て、次の事業を行う。

- 1 各専門部に関する研修会・講習会等の開催
- 2 各専門部に関する文化行事の開催
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他の専門部の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本連盟加盟校のうち、当該専門部の登録校をもって組織する。

(役員)

第5条 専門部に次の役員を置く。

部長1人 委員長1人 委員 若干人 事務局1人 会計監査1人

- 2 必要に応じて、副部長・副委員長・事務局員を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の方法による。部長を除く専門部役員は、原則として登録校の当該部活動顧問とする。

- 1 部長・委員長は、専門部会が推薦し、評議員会での承認を経て、会長が委嘱する。
- 2 副部長・副委員長・事務局は、専門部会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 委員・事務局員・会計監査は、専門部会内での互選により、部長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 部長は、部会を代表し、会務を統括する。
- 2 副部長は、部長を補佐する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、部長事故ある時はその職務を代行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。
- 5 委員は、委員会の会務を処理する。
- 6 事務局は部会の事務を処理する。

(機関)

第8条 専門部に次の機関を置く。

- 1 委員会
- 2 部会

(委員会・部会)

第9条 部会は、登録校の当該部活動顧問をもって組織する。

- 2 部会は部長が招集し、次の事項について審議する。
決算の承認及び予算・事業に関する事項、その他の重要事項
- 3 委員会は、専門部の役員で組織する。
- 4 委員会は部長が招集し、部会に提出する事項の審議を行う。
- 5 登録校が少数の場合は、委員会を省略することができる。

(会計)

第10条 専門部の経費は、本連盟の補助金・寄付金などをもって充てるが、必要に応じて、部会費・参加料を徴収することができる。

第11条 専門部の予算・決算は、部長の承認を得て、会長に報告する。

(会計年度)

第12条 専門部の会計年度は、新潟県高等学校文化連盟規約に準ずる。

附 則

第13条 本規程は、昭和61年11月12日から施行する。

本規程は、平成22年6月1日から改定する。

本規程は、平成26年4月1日から改定する。

新潟県高等学校文化連盟総合事業部規程

新潟県高等学校文化連盟規約第6条により、総合事業部を次のとおり定める。

(事務局)

第1条 新潟県高等学校文化連盟総合事業部は、事務局を会長の所属校に置く。

(目的)

第2条 本事業部は、本連盟規約に基づき、専門部に所属しない部門の文化活動の健全なる発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本事業部は、前条の目的を達成するために、その年度初めに理事会及び評議員会の承認を得て、次の事業を行う。

- 1 県内高等学校の県・地区単位の各種文化事業の助成
- 2 県内高等学校の文化研究・調査活動の助成
- 3 その他本事業部の目的達成に必要な事業

(組織・役員・会議)

第4条 本事業部の組織・役員・会議は、本連盟の理事会が担当する。ただし、必要に応じて関係団体及び部活動顧問を適宜参加させることができる。

(会計)

第5条 本事業部の経費は、本連盟の会計に含める。

附 則

第6条 本規程は、昭和61年11月12日から施行する。

新潟県高等学校文化連盟専門部設置規程

新潟県高等学校文化連盟規約第6条により、専門部設置規程を、次のとおり定める。

(条件)

第1条 新潟県高等学校文化連盟専門部規程第2条、第3条の趣旨に添い、新たに専門部を設置したい場合は、次の条件のいずれかに該当するものとする。

- 1 県内の多くの高等学校に設置してある部で、今後組織的に活動することでその育成が期待できると認められる部
- 2 県内の高等学校に設置されている部としては少数であっても、全国的には盛んな活動がなされており、将来本県でも大いに育成を奨励すべきものと認められる部

(手続)

第2条 設置することに賛同する学校名、現在の活動状況と参加生徒数、組織化されている場合は当該組織の規約等を添付のうえ、代表学校長が申請する。

(審査決定)

第3条 設置に関しては、理事会で審議し、評議員会で決定する。

附 則

第4条 本規程は、昭和62年6月3日から施行する。

本規程は、平成28年4月1日から改定する。

新潟県高等学校文化連盟会計規程

新潟県高等学校文化連盟規約第19条により、会計規程を次のとおり定める。

第1条 学校分担金の算出方法は以下のとおりとする。

高等学校全日制課程	}	…… 350円×(在籍生徒数+教職員数)
中等教育学校(後期課程)		
専修学校及び各種学校(高等学校相当)		
高等学校定時制課程		…… 150円×(在籍生徒数+教職員数)
高等学校通信制課程、特別支援学校(高等部)		…… 150円×専門部登録生徒数
高等専門学校(3年次まで)		…… 350円×専門部登録学生数

なお、教職員は、校長、副校長、教頭、教諭、講師(非常勤講師を除く)、養護教諭、実習助手、助教諭、養護助教諭とする。

第2条 旅費支給については、新潟県の旅費規程に準ずる。

第3条 上部団体負担金は、当該団体の規程による金額を加盟金として納入する。

第4条 全国高等学校総合文化祭及び本連盟が指定する大会に県代表として参加する生徒に対して、旅費の一部を補助する。

第5条 専門部事業費は、予算の範囲内で補助する。

第6条 本規程の執行に関する細部にわたる事項については、会長の指示による。

附 則

- 第7条 本規程は、昭和62年6月3日から施行する。
本規程は、平成5年4月1日から改定する。
本規程は、平成10年4月1日から改定する。
本規程は、平成18年4月1日から改定する。
本規程は、平成23年6月1日から改定する。
本規程は、平成26年4月1日から改定する。
本規程は、平成28年4月1日から改定する。

新潟県高等学校文化連盟会計細則

- 1 会計規程第1条による学校分担金の納入期限は、毎年5月31日までとする。なお、年度途中の加盟の場合も1年分の金額を納入する。
- 2 学校分担金の納入は、原則として、指定する口座に送金するものとし、その手数料は学校分担金に含まない。

附 則

- 3 本規程は、昭和62年6月3日から施行する。
本規程は、平成5年4月1日から改定する。
本規程は、平成18年4月1日から改定する。
本規程は、平成26年4月1日から改定する。

新潟県高等学校文化連盟 地区区分表

1 上越地区

- 《公立高等学校》 柏崎 柏崎常盤 柏崎総合 柏崎工業 出雲崎 高田（安塚） 高田北城 高田南城
高田農業 上越総合技術 高田商業 久比岐 有恒 安塚 新井 糸魚川
糸魚川白嶺 海洋
- 《私立高等学校》 新潟産業大学附属 上越 関根学園
- 《特別支援学校》 吉川高等特別支援 はまなす特別支援 高田特別支援 上越特別支援
柏崎特別支援 にしき特別支援
- 《中等教育学校》 柏崎翔洋中等 直江津中等

2 中越地区

- 《公立高等学校》 長岡 長岡大手 長岡向陵 長岡明德 長岡農業 長岡工業 長岡商業
正徳館 栃尾 見附 三条 三条東 新潟県央工業 三条商業 吉田 分水
加茂 加茂農林 小千谷 小千谷西 堀之内 小出 国際情報 六日町 八海
塩沢商工 十日町（松之山） 十日町総合 川西 松代
- 《私立高等学校》 帝京長岡 中越 加茂暁星 日本海聖 長岡英智
- 《特別支援学校》 長岡聾 月ヶ岡特別支援 小出特別支援 吉田特別支援 見附特別支援
長岡市立養護
- 《高等専門学校》 長岡高専
- 《中等教育学校》 燕中等 津南中等

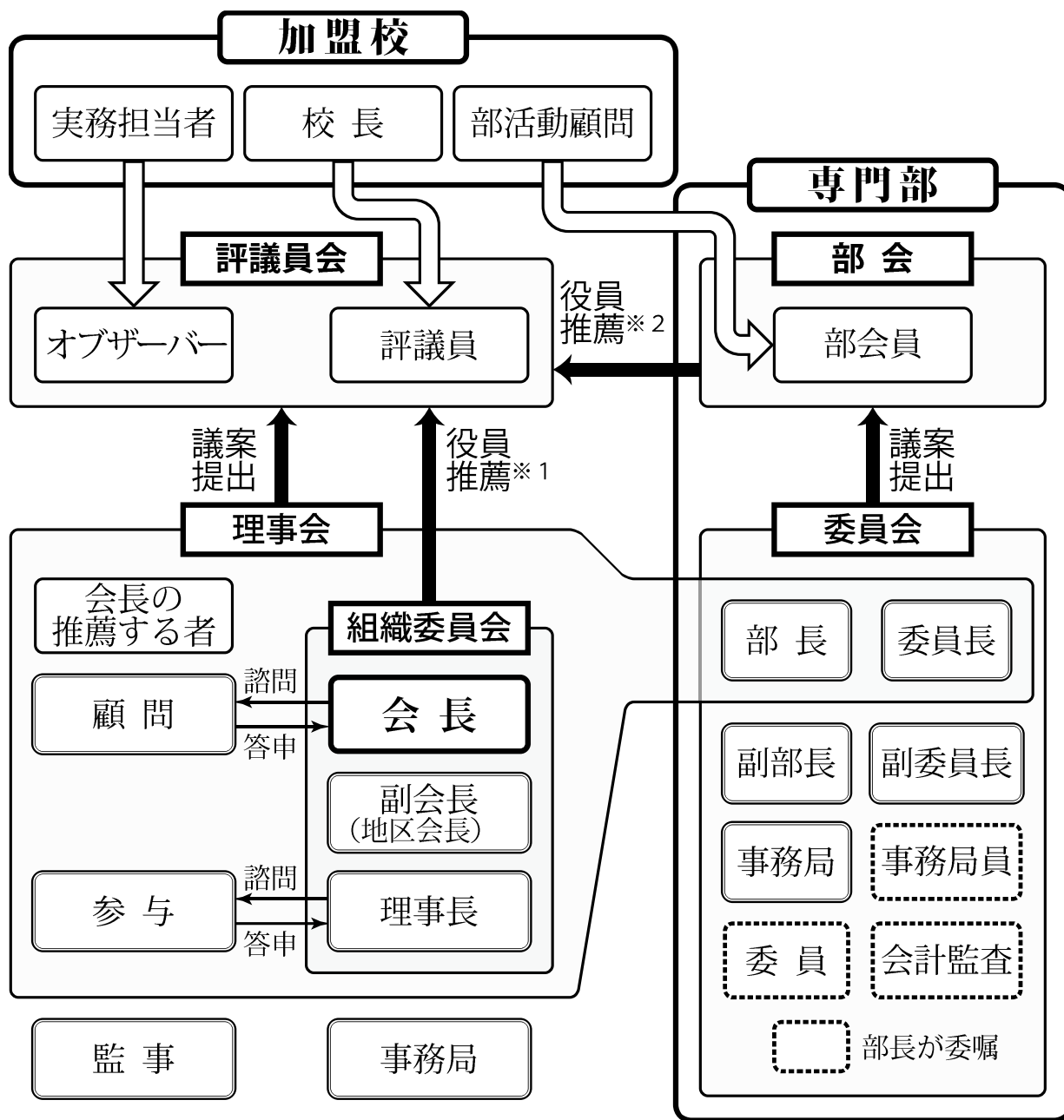
3 下越・佐渡地区

- 《公立高等学校》 新発田 西新発田 新発田南（豊浦） 新発田農業 新発田商業 村上 村上桜ヶ丘
荒川 中条 阿賀野 佐渡（相川） 羽茂 佐渡総合
- 《私立高等学校》 新発田中央 開志国際
- 《特別支援学校》 村上特別支援 駒林特別支援 佐渡特別支援
- 《中等教育学校》 村上中等 佐渡中等

4 新潟地区

- 《公立高等学校》 新潟 新潟中央 新潟南 新潟江南 新潟西 新潟東 新潟北 新潟工業
新潟商業 新潟向陽 新潟翠江 巻 巻総合 豊栄
新津 新津工業 新津南 白根 五泉 村松 阿賀黎明 万代 明鏡
- 《私立高等学校》 新潟明訓 北越 新潟青陵 新潟清心女子 敬和学園 新潟第一
東京学館新潟 日本文理 開志学園 第一学院・新潟キャンパス
- 《特別支援学校》 新潟盲 新潟聾 江南高等特別支援 西蒲高等特別支援 五泉特別支援
東新潟特別支援 はまぐみ特別支援 新潟大学附属特別支援
- 《中等教育学校》 高志中等

新潟県高等学校文化連盟組織図



□ 会長が委嘱

※1 会長・副会長・理事長・参与・監事・顧問

※2 部長・委員長

□ 部長が委嘱